

千葉県旅館業法施行細則

昭和63年4月1日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）及び千葉県旅館業法施行条例（平成15年千葉県条例第12号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書)

第2条 施行規則第1条に規定する申請書は、旅館業営業許可申請書（様式第1号）によるものとする。

(許可証の交付)

第3条 市長は、法第3条第1項の許可をしたときは、旅館業営業許可通知書（様式第2号）及び旅館業営業許可証（様式第2号の2。以下「許可証」という。）を申請者に交付するものとする。

2 法第3条第5項に規定する書面は、旅館業営業不許可通知書（様式第3号）によるものとする。

3 営業者は、許可証を施設の見やすい位置に掲示するものとする。

(営業者の地位の承継承認申請書)

第3条の2 施行規則第1条の3第1項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（譲渡）（様式第3号の2）によるものとする。

2 市長は、法第3条の2第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（譲渡）（様式第3号の3）を申請者に交付するものとする。

3 法第3条の2第2項において準用する法第3条第5項に規定する書面は、旅館業営業承継不承認書（譲渡）（様式第3号の4）によるものとする。

第4条 施行規則第2条第1項に規定する営業者の地位の合併による承継の申請書は、旅館業営業承継承認申請書（合併）（様式第4号）に

よるものとする。

2 市長は、法第3条の3第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（合併）（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

3 法第3条の3第2項において準用する法第3条第5項に規定する書面は、旅館業営業承継不承認書（合併）（様式第6号）によるものとする。

第5条 施行規則第2条第1項に規定する営業者の地位の分割による承継の申請書は、旅館業営業承継承認申請書（分割）（様式第7号）によるものとする。

2 市長は、法第3条の3第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（分割）（様式第8号）を申請者に交付するものとする。

3 法第3条の3第2項において準用する法第3条第5項に規定する書面は、旅館業営業承継不承認書（分割）（様式第9号）によるものとする。

第6条 施行規則第3条第1項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（相続）（様式第10号）によるものとする。

2 市長は、法第3条の4第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（相続）（様式第11号）を申請者に交付するものとする。

3 法第3条の4第3項において準用する法第3条第5項に規定する書面は、旅館業営業承継不承認書（相続）（様式第12号）によるものとする。

（変更等の届出）

第7条 施行規則第4条の規定による届出は、旅館業営業変更届（様式第13号）又は旅館業営業停止（廃止）届（様式第14号）によるものとする。この場合において、その届出が許可証の記載事項の変更に係るものであるときは、許可証を添付するものとする。

（許可証の書換え交付）

第8条 法第3条の2第1項、第3条の3第1項及び第3条の4第1項

の承認を受けた営業者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 許可証

(2) 法第3条の3第1項の承認を受けた営業者の場合は、合併後に存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により旅館業の営業者の地位を承継した法人の登記事項証明書

2 市長は、前条後段及び前項の規定により許可証の提出を受けたときは、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

(許可証の再交付等)

第9条 営業者は、許可証を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、旅館業営業許可証（紛失・毀損・汚損）届（様式第15号）により、市長に届け出るものとする。この場合において、許可証を毀損し、又は汚損したときは、当該毀損し、又は汚損した許可証を添付するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、許可証を再交付するものとする。

3 営業者は、前項の規定により許可証の再交付を受けた後において紛失した許可証を発見したときは、速やかに、これを市長に返納するものとする。

(宿泊者名簿)

第10条 施行規則第4条の2第3項第2号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 室名

(2) 年齢

(3) 到着年月日

(4) 出発（予定）年月日

(5) 前宿泊地

(6) 行先地

(飲料水の水質の基準)

第11条 条例第7条第2項に規定する水質の基準は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の1の項、2の項、

9の項、11の項、38の項及び46の項から51の項までの項の上欄に掲げる事項につき水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号。以下「告示」という。）によって行う検査において、同表の下欄に定める基準に適合することとする。

（飲料水の水質検査の回数）

第12条 条例第7条第3項に規定する水質検査は、毎年1回以上行うものとする。

（浴槽水の消毒方法）

第13条 条例第12条第3号ウに規定する浴槽水の消毒は、塩素系薬剤を用いて行うものとする。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用することが適当でない等の理由により他の消毒方法による場合において、他の適切な衛生措置を講ずることを条件として市長が認めたときは、この限りでない。

（浴槽水等の水質の基準）

第14条 条例第12条第6号に規定する水質の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）浴槽水の水質は、次の表の左欄に掲げる検査項目につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に定める基準に適合すること。

検査項目	検査方法	基準
1 濁度	告示第52号に定める方法	5度以下であること。
2 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては告示第47号に定める方法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては1リットルにつき8ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては1リットルに

		つき25ミリグラム以下であること。
3 大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する方法	1ミリリットルにつき1個以下であること。
4 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと。

(2) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質は、次の表の左欄に掲げる検査項目につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に定める基準に適合すること。

検査項目	検査方法	基準
1 色度	告示第51号に定める方法	5度以下であること。
2 濁度	告示第52号に定める方法	2度以下であること。
3 水素イオン濃度	告示第48号に定める方法	5.8以上8.6以下であること。
4 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては告示第47号に定める方法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては1リットルにつき3ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては1リットルにつき10ミリグラム以下であること。
5 大腸菌	告示第3号に定める方	検出されないこと。

	法	
6 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、営業者から水質基準適用除外承認申請書（様式第16号）の提出があったときは、水道水以外の水又は湯を浴槽に使用しているため、同項の基準に適合することが困難な場合であって、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同項第1号の表の1の項及び2の項並びに前項第2号の表の1の項から4の項までに掲げる基準の全部又は一部の適用を除外することができる。

（浴槽水等の水質検査の回数）

第15条 条例第12条第7号に規定する水質検査は、浴槽水にあっては次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める回数を行うものとし、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水にあっては毎年1回以上行うものとする。

- (1) 毎日換水している浴槽水 毎年1回以上
- (2) 前号に掲げる浴槽水以外の浴槽水であって、塩素による消毒を行っているもの 6箇月に1回以上
- (3) 前2号に掲げる浴槽水以外の浴槽水 3箇月に1回以上

（玄関帳場又はフロントの設備の基準）

第16条 条例第18条第1項第2号に規定する設備の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- (2) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第48号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第62号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の千葉県旅館業法施行細則の規定により作成された様式で、現に存するものは、この規則による改正後の千葉県旅館業法施行細則の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成13年3月30日規則第28号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、作成された様式で、現に存するものは、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成15年3月26日規則第15号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月7日規則第9号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成17年3月30日規則第22号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月30日規則第12号）抄

- 1 この規則は、平成19年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
- 3 この規則の施行の日前に交付した次に掲げる書面の掲示については、なお従前の例による。

(1) から (3) まで 略

(4) 第4条の規定による改正前の千葉県旅館業法施行細則第3条第1項に規定する旅館業営業許可書

附 則（平成22年3月31日規則第43号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第30号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成26年1月10日規則第2号）

- 1 この規則は、平成26年1月11日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成26年3月31日規則第44号）

- 1 この規則は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第26号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成30年6月21日規則第44号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の千葉県旅館業法施行細則の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（令和2年12月15日規則第67号）

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（令和3年7月15日規則第48号）

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(令和5年3月31日規則第20号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(令和5年12月12日規則第53号)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(令和7年3月26日規則第12号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。